

# 「気象警報発表」に係る対応について

岐阜県立岐阜工業高等学校定時制

岐阜气象台から、「笠松町または岐阜市」「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」において、各種の警報・特別警報（以下、警報）が発表された場合、あるいは発表が予想される場合の対応は、以下のとおりとする。

## 1 登校前・登校途中の対応について

- (1) 正午現在、「笠松町または岐阜市」において警報が発表されている場合は、当日の授業を中止とし、「家庭学習」とする。  
ただし、「笠松町または岐阜市」では発表されていなくても、「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」のいずれかで警報が発表中の場合や、道路・橋梁の損壊などで危険な場合、公共交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合等は自宅で待機すること。この場合は、必ずその旨を学校に連絡すること。
- (2) 「笠松町または岐阜市」「居住する市町村」「通学時に通過する市町村」のいずれにおいても警報が発表されていない場合についても、保護者等が、交通機関や河川・道路などの状況により通学の安全確保が難しいと判断される場合や、登校中の警報発表が予想される場合については、自宅で待機すること。この場合は、必ずその旨を学校に連絡すること。
- (3) 登校途中に警報発表を確認した場合は、次の中から最も安全な方法を選択し、安全確保に努めること。
  - ① 直ちに安全な方法で帰宅する。
  - ② 学校が時間的・地理的に安全だと判断した場合、学校へ登校・待機する。
- (4) 「笠松町または岐阜市」において警報が発表されていない場合においても、台風接近等により、生徒の安全確保に困難が生ずると予想される場合については、授業の中止を決定し、「家庭学習」の措置をとる場合がある。なお、こうした措置をとる場合は、その旨を「緊急連絡メール」等により連絡をする。

## 2 登校後における対応について

- (1) 警報発表時および警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。なお、こうした措置をとる場合は、その旨を「緊急連絡メール」等により連絡をする。
- (2) 警報発表後に帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。ただし、特別警報以外の警報で、安全に帰宅ができると判断する場合は、警報発表中に帰宅させる場合もある。なお、こうした措置をとる場合は、その旨を「緊急連絡メール」等により連絡をする。また、帰宅が困難、あるいは危険と認めた場合は、校内の最も安全な場所で待機する。
- (3) (2)により帰宅した場合については、自宅到着後、その旨を連絡すること。（原則として「緊急連絡メール」の回答）

## 3 その他

- (1) 気象警報の発表情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等から各自で収集すること。
- (2) 警報発表時や警報発表が予想される場合については、学校からの情報に留意すること。
- (3) 普段から通学経路の危険箇所注意を払うこと。